

警察施設保守管理業務に係る最低制限価格算定要領

(目的)

第1 この要領は最低制限価格制度実施要綱（平成27年3月27日付け26契検第151号）に基づき、警察本部及び財務規則第2条に定める警察署等（以下「警察本部等」）が発注する警察施設保守管理の業務委託契約（工事及び工事に関連した委託業務は除く。）に係る最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定める。

(対象となる業務)

第2 清掃、機械設備等の庁舎保守管理に関する業務委託契約を一般競争入札により締結しようとする場合において、当該契約をこの要領の対象とするものとする。ただし、発注機関の長が適用しないと判断したときは対象としないことができる。

(最低制限価格算定基準の策定)

第3 発注機関の長は、別紙「警察施設保守管理業務に係る最低制限価格算定基準」に従い、各施設の保守管理業務に係る最低制限価格算定基準（以下算定基準という。）を策定する。

(最低制限価格の設定)

第4 発注機関の長は、対象業務の競争入札に当たり、第3の規定により策定した算定基準に基づき、最低制限価格を設定する。

(会計局長への報告)

第5 発注機関の長は、最低制限価格を設定したときは、契約後速やかに最低制限価格制度実施要綱第6第1項に基づき、最低制限価格設定報告書(様式2)により、警察本部会計課経由で会計局長に報告するものとする。

(入札参加者への周知)

第6 発注機関の長は、最低制限価格を設定したときは、入札公告に最低制限価格制度を実施する旨を記載するとともに、入札説明書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に周知する。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とならないこと。